

## 意見書

平成 25 年 8 月 8 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案(以下、「本ガイドライン改正案」といいます。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン改正案(新旧対照表) 該当箇所		意見
P.4	<p>イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。</p> <p>① 第二種指定端末系交換設備                  ② 第二種指定中継系交換設備                  ③ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備                  ④ 第二種指定端末系無線基地局                  ⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備                  ⑥ 信号用伝送路設備                  ⑦ 信号用中継交換機                  ⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局                  ⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備                  ⑩ 設備への帰属が認められないもの</p>	<p>本ガイドライン改正案 第3の1の(3)のイに掲げる設備区分①～⑩及び別表第3の設備区分①～⑩(以下「本設備区分」といいます。)に関して、ネットワークの高度化の進展等を考慮すると、本設備区分に合致させることが困難な場合もあると考えます。</p> <p>従いまして、本設備区分はあくまでも一例であり、基本的には、事前に総務省殿の理解を得るようにより事業者が説明することを前提とし、事業者が各々のネットワーク構成等を踏まえ適宜設備区分を設定するものと認識しています。</p>
P.5	<p>5 需要</p> <p>(1)音声接続機能                  音声接続機能に係る接続料の需要は、第3の1の(3)のイに掲げる設備区分等ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。</p> <p>(2)ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能                  (略)</p>	
P.10,11	別表第3	

以上